

熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱

制定	令和元年7月24日	市長決裁
改正	令和2年6月29日	空家対策課長決裁
改正	令和3年6月8日	市長決裁
改正	令和4年4月1日	空家対策課長決裁
改正	令和5年12月13日	空家対策課長決裁
改正	令和6年4月1日	市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、管理が不適切な空家等の除却に要する費用の一部を補助することにより、危険な空家等の除却を促進し、市民の安全・安心な住環境の保全及び地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第2条第1項に規定する空家等で、1年以上使用されていないものをいう。
- (2) 老朽危険空家等 空家等のうち、外観目視による空家等危険度判定表（別表第1）において、配点の合計が66点以上となるものをいう。（ただし、故意に破壊等させたものを除く。）
- (3) 所有者等 空家法第5条に規定する所有者等で個人である者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (6) 解体事業者等 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する解体工事業者の登録を受けた者で本市内に本店又は営業所等を有する者をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付対象者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 所有者等であること。
- (2) 補助金の申請に係る老朽危険空家等について、申請者以外の所有者、抵当権者その他の権利者（以下「関係権利者」という。）がいる場合には、当該老朽危険空家等の除却について、原則として全ての関係権利者の同意を得ていること。

- (3) 本市の市税を滞納していない者であること。
- (4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と補助事業に係る契約をしないこと。
- (6) 空家法第22条第3項に規定する命令を受けていない者であること。
(補助金の交付対象空家等)

第4条 この補助金の交付対象となる空家等（以下「交付対象空家等」という。）は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 老朽危険空家等であること。
- (2) 本市内に位置していること。
- (3) 同一敷地内において、居住の実態がないこと。
- (4) 抵当権等が設定されていないこと。ただし、抵当権等が設定されている場合であっても、当該権利の全ての権利者が当該老朽危険空家等の除却について同意している場合は、この限りでない。
- (5) 老朽危険空家等又はその敷地について、売買により所有権が移転している場合にあつては、現在の所有者が所有権を取得した時から、第9条第1項に定める交付申請までに、1年以上経過していること。
- (6) この要綱に基づく補助事業について、国、地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (7) 公共事業等による補償を受けていないこと。

(補助事業)

第5条 補助事業は、交付対象空家等を除却し、敷地全体を空家等の定着物がない土地にする工事とする。ただし、申請者は周辺環境に影響を及ぼさない工作物（門又は塀等）、樹木等、地中埋設物等で、特別の理由があると認められるものは除却しないことができる。

- 2 補助事業は、解体事業者等に請け負わせるものとする。
- 3 補助事業は、第10条第1項に定める補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日までに完了する予定であること。

(補助対象経費)

第6条 補助事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる費用の合計額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）に10分の8を乗じて得た額とする。

- (1) 交付対象空家等の除却及び処分に要する費用 ただし、第5条第1項の規定にかかわらず、同一敷地内に存する老朽危険空家等ではない建築物等の除却工事費を含めない。
- (2) 交付対象空家等に附属する工作物（門又は塀等）の除却及び処分に要する費用
- (3) 交付対象空家等の存する敷地内の樹木等の除却及び処分に要する費用

- (4) 交付対象空家等の存する敷地内にある動産の除却及び処分に要する費用
- (5) 周囲への安全を確保する上で、交付対象空家等の除却及び処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等に要する費用

2 前項に規定する補助対象経費は、解体事業者等の2社以上の見積り（申請者宛て）に基づき算出し、補助対象経費の総額が安価な見積りを採用する。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、60万円又は当該年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について第9（2）に規定する除却工事に要する費用の1㎡当たりの額に老朽危険空家等の延べ面積を乗じて得た額のうちいずれか少ない額を上限とする。

（事前調査）

第8条 申請者は、次条に規定する補助金の交付申請をする前に、事前調査申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 位置図（空家等の所在する位置が分かるもの）
- (2) 配置図（方位、敷地形状、空家等（母屋、離れ、倉庫等の建築物、門・塀、樹木）、入口等の位置を記入。また、除却しない空家等がある場合はその対象を明示し、理由を記載）
- (3) 現況写真（建物及び敷地の状況が分かるものを2方角以上）
- (4) 建物の全部事項証明書（発行されてから3か月以内のもの）、納税通知書又は不動産売買契約書等、建物の所有者等であることを推認できる書類の写し
- (5) 申請者の運転免許証等、本人確認ができるものの写し
- (6) その他市長が必要とする書類

2 前項に規定する事前調査申請書を受理したときは、その内容を審査し、現地確認を行い、その結果を事前調査結果通知書（様式第2号）により、申請者に対して通知するものとする。

3 第1項に規定する事前調査申請書の審査や現地確認により、条件を付すことが必要と判断したときは、事前調査結果通知書にその条件を付するものとする。

4 第1項第4号の規定に基づく書類の取得が不可能な場合で、建物の所有権を証する事由がある場合には、第1項第4号の関係書類に代えて、誓約書（様式第3号）を提出することができる。

（補助金の交付申請）

第9条 申請者は、補助事業の実施前に、補助金交付申請書（様式第4号）に次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 戸籍謄本又はその写し（相続人等の確認が必要な場合に限る）
- (2) 第6条第1項各号に掲げる費用が確認できる解体事業者等の見積書の写し（2社以上）

- (3) 解体事業者等であることを証する書類の写し
- (4) 市税滞納有無調査承諾書（様式第5号）
- (5) 建物の全部事項証明書（発行されてから3か月以内のもの）の写し ただし、提出済みの場合は除く。
- (6) 前号の書類を提出できない場合は誓約書（様式第3号）
- (7) その他市長が必要とする書類

2 申請者は、関係権利者について戸籍謄本等による調査を行ったうえで所在が不明である場合には、誓約書（様式第3号）を提出することができる。

（補助金の交付（不交付）決定）

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、その結果を補助金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による交付決定をするにあたり、補助金の交付の目的を達成するために、必要な指示をし、又は条件を付すことができる。

3 補助金の交付の決定は、補助金交付申請書を先着順に審査して行うものとする。ただし、同日に到達した補助金交付申請書のうち交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定せざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申請のうちから、抽選により交付決定をする。

（補助事業の着手）

第11条 前条第1項に規定する交付決定通知を受けた申請者は、補助事業に着手するときは、補助事業着手届（様式第7号）に除却工事の請負契約書の写しを添えて市長に届け出るものとする。

（補助事業の変更）

第12条 申請者は、第10条第1項に規定する交付決定通知を受けたのち、補助事業の内容を変更するときは、交付の決定を受けた補助金の額の変更を伴わない軽微なものを除き、速やかに補助金交付変更申請書（様式第8号）に第8条第1項及び第9条に掲げる書類のうち、当該変更に係る関係書類を添えて、市長に申請するものとする。

2 前項の申請があったときは、申請の内容を審査し、その結果を補助金交付変更承認（不承認）決定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

3 第10条第2項の規定は、前項の規定による補助金交付変更承認（不承認）決定の場合に準用する。

（完了報告）

第13条 申請者は、補助事業が完了したときは20日以内又は当該年度3月の第3週の最終開庁日までのいずれか早い日までに、除却完了報告書（様式第10号）に次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長に報告するものとする。

- (1) 除却工事費の請求書又は領収書等の支払いが確認できるものの写し

(2) 除却工事完了後の写真（跡地の状況が分かるもの）

(3) その他市長が必要とする書類

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、交付する補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第11号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第15条 申請者は、前条に規定する通知を受けた日から起算して30日を経過する日までに、補助金請求書（様式第12号）に次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長に請求するものとする。

(1) 通帳の写し（金融機関名・店名・預金種別・口座番号・口座名義・名前（カタカナ）が分かるもの）

(2) 除却工事費の領収書等の支払いが確認できるものの写し（ただし、提出済みの場合を除く）

(3) その他市長が必要とする書類

2 前項の補助金の請求があったときは、申請者に対し、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第16条 市長は、申請者が次の各号に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 第3条に定める補助金の交付対象者に該当しないことが判明したとき。

(3) 第13条に定める日までに完了の報告をしなかったとき。

(4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、第14条に規定する補助金の額の確定通知を行った後についても同様とする。

3 第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により申請者に通知するものとする。

4 補助金の交付決定を取り消した場合に生じた損害について、本市は賠償の責めを負わないものとする。

（交付申請の取下げ）

第17条 申請者は、事情により補助事業を中止し、又は廃止するときは、速やかに補助金交付申請取下げ書（様式第14号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前条第2項から第4項の規定は、前2項の場合について準用する。

（申請書類等の代理提出）

第18条 申請者は、第8条から第9条、第11条から第13条、第15条及び第17条に規定する申請書類等の提出を、第三者に代理させることができるものとする。

2 申請者は、前項の申請書類等の提出を代理させる場合、代理提出委任申出書（様式第15号）を市長に提出するものとする。

（補助金の返還）

第19条 市長は、第16条の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の返還命令は、補助金返還命令書（様式第16号）により行うものとする。

（違約加算金）

第20条 申請者は、第16条の規定による取消しを受け、補助金等の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を請求された額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求された額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の違約加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を請求された補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された補助金等の額に充てられたものとする。

（他の補助金等の一時停止等）

第21条 市長は、申請者が補助金等の返還を請求され、当該補助金等又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

（照会及び検査等の実施）

第22条 市長は、補助金の交付に必要な範囲内において、関係機関への照会及び補助事業の検査等を実施することができる。

2 前項の照会及び検査等の結果、必要があると認めるときは、申請者に対して必要な措置を講ずるよう指導することができる。

（申請者の責務）

第23条 申請者は、補助事業を実施するにあたり、法令等を遵守するとともに、関係部署と十分協議を行いその指示に従うものとする。

2 前項の規定は、補助事業が完了した後においても同様とする。

3 補助事業に伴う苦情等は申請者の責任において処理すること。

（雑則）

第24条 補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年8月1日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和14年3月31日限り、その効力を失う。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正前の熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月8日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正前の熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正前の熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年12月13日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正前の熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表第1

外観目視による空家等危険度判定表

評価区分	評価項目	評価内容		評点	配点
構造一般の程度	基礎	1	構造耐力上主要な部分である基礎が布基礎(コンクリート等の連続したもの)であるもの	0	
		2	構造耐力上主要な部分である基礎が玉石等(レンガ, コンクリートブロック等を含む)であるもの	10	
		3	構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
	外壁	1	外壁の構造が通常使用されているもの (パネル壁材張、モルタル塗り、下見板張、羽目板張など)	0	
		2	外壁の構造が粗悪なもの(波トタンなど)	25	
構造の腐朽又は破損の程度	建物の傾斜	1	傾斜無し	0	
		2	柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等、小修理を要するもの(1/120以上1/60未満の傾斜)	25	
		3	基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、梁が腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数か所に破損があるもの等、大修理を要するもの(1/60以上1/20未満の傾斜)	50	
		4	基礎、土台、柱又は梁の腐朽、破損又は変形が著しく、崩壊の危険のあるもの(1/20以上の傾斜)	100	
	外壁	1	外壁の仕上材料の剥落無し	0	
		2	外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地が露出しているもの	15	
		3	外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地が露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
	屋根	1	屋根ぶき材料に剥落又はずれ無し	0	
		2	屋根ぶき材料又は軒の裏板の一部に剥落又はずれがあるもの	15	
		3	屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	25	
		4	屋根が著しく変形したもの	50	

※ 評価項目ごとに該当する評価内容をひとつ選び、その評点を各評価項目の配点とする。

合計	
----	--

熊本市長 宛

申請者 千
住所

カガナ
氏名

電話番号

事前調査申請書

熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金の交付を受けたいので、熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱の内容全てを承諾のうえ、同要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。また、事前調査にあたり市職員が当該空家等の敷地に立ち入ることを承諾します。

記

- 1 対象となる空家等の所在地（住居表示） 熊本市 区
（地名地番） 熊本市 区
- 2 空家等となった時期 年 月 頃
- 3 事業期間（予定） 年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 補助金の交付対象要件確認事項（下記事項を確認のうえ確認欄に☑を記入して下さい。）
 - 同一敷地内において居住の実態がない。
 - 抵当権が設定されていない。設定されている場合は、全権利者が除却の同意をしている。
 - 老朽危険空家等又はその敷地について、売買により所有権が移転している場合にあっては、現在の所有者が所有権を取得した時から、第9条第1項に定める交付申請までに、1年以上経過している。
 - この要綱に基づく補助事業について、国、地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていない。
 - 公共事業等による補償を受けていない。
- 5 添付書類（書類を確認のうえ確認欄に☑を記入して下さい。必要がない場合は☐を記入して下さい。）

書類	確認欄
(1) 位置図（空家等の所在する位置が分かるもの） ※職員が現地で建物の調査ができるよう、障害になる樹木枝や雑草を整理しておくこと	
(2) 配置図（方位、敷地形状、空家等（母屋、離れ、倉庫等の建築物、門・塀、樹木）、入口等の位置を記入。また、除却しない空家等がある場合はその対象を明示し、理由を記載）	
(3) 現況写真（建物及び敷地の状況が分かるものを2方角以上）	
(4) 建物の全部事項証明書（発行されてから3か月以内のもの）、納税通知書又は不動産売買契約書等、建物の所有者等であることを推認できる書類の写し（いずれか一つ） 又は上記に代わる誓約書（様式第3号）	
(5) 申請者の運転免許証等、本人確認ができるものの写し	
(6) 申請書等提出を第三者に代理させる場合は、代理提出委任申出書（様式第15号）	
(7) その他市長が必要とする書類	

6 暴力団の排除に関する誓約兼同意

私は、熊本市暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者のいずれにも該当していないこと、及び今後もこれらに該当しないこと、並びにこれに反する事実が判明した場合は本件補助金に係る交付決定の取消し及び返還請求を受けても異議を申し立てないことを誓約します。

また、当該事実の確認のため、補助金申請に係る書類に記載の個人情報に基づき、熊本市が熊本県警察本部へ照会することについて同意します。

申請者

様

熊本市長

印

事前調査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった事前調査申請書について、下記のとおり審査しましたので、熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 対象となる空家等の所在地（住居表示） 熊本市 区
（地名地番） 熊本市 区

2 審査結果

- ・補助金交付申請の手続可能
- ・補助金交付申請の手続不可

3 手続き可能な条件は、次のとおりとします。

4 手続き不可の場合、その理由

※ 空家等を除却した土地は固定資産税の住宅用地特例が外れ、税負担が増加する可能性があります。

※ 補助金の交付の決定は、補助金交付申請書を先着順に審査して行います。ただし、同日に到達した補助金交付申請書のうち交付決定の要件を満たすものが複数ある場合で、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定せざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申請のうちから抽選により交付決定します。

誓約書

年 月 日

熊本市長 宛

申請者 住所

氏名

熊本市老朽危険空家等除却促進事業の事前調査及び補助金交付申請にあたり、下記の事項について誓約します。

記

- 熊本市老朽危険空家等除却促進事業の目的を理解し、「熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱」の内容を確認した上で建物の事前調査申請及び補助金の交付申請を行うこと。
- 老朽危険空家等の所有者であること。
- 申請者の他に補助対象建築物の権利者（共有者、法定相続人、抵当権者等）がいる場合には、他の権利者から同意を得て補助事業を実施し、補助金の交付を受けること。他の権利者との間で紛争等が生じたときは、申請者が責任を持って解決するとともに、仮に市が他の権利者に対し損害賠償義務を負った場合にはその損害額を申請者が負担するなど、市に対して一切の損害を与えないこと。
- 建築物の除却等により発生したトラブル等については、申請者の責任において全て解決すること。
- 除却後の跡地については、適正に管理を行い、雑草等の繁茂などにより周辺住民の居住環境を悪化させないこと。

対象となる老朽危険空家等の所在地

（住居表示） 熊本市 区

（地名地番） 熊本市 区

熊本市長 宛

申請者 住所

氏名

電話番号

補助金交付申請書

年 月 日付け 発第 号で事前調査結果通知のあった熊本市老朽危険空家等除却促進事業について、補助金の交付を受けたいので、熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 対象となる老朽危険空家等の所在地
 - (住居表示) 熊本市 区
 - (地名地番) 熊本市 区

2 補助金交付申請額

・ 600,000円

・ _____円 × 8/10 × 2/3 = _____円
工事費 (税抜き)

※ 工事費の1㎡当たりの額が「当該年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」第9(2)の額を超える場合は以下記入。

・ _____円 × (_____㎡) × 8/10 × 2/3 = _____円
工事費の1㎡当たりの額 空家の延べ床面積

左記のうち最も低い額
_____円
(1,000円未満の端数は切り捨て)

3 添付書類 (書類を確認のうえ確認欄に☑を記入して下さい。必要がない場合は☐を記入して下さい。)

書類	確認欄
(1) 戸籍謄本又はその写し (相続人等の確認が必要な場合)	
(2) 補助対象経費 (消費税及び地方消費税に相当する額を除く) が確認できる本市内に本店又は営業所等を有する解体業者等の見積書の写し (2社以上)	
(3) 解体事業者等であることを証する書類の写し (見積書を徴取した業者のもの)	
(4) 市税滞納有無調査承諾書 (様式第5号)	
(5) 建物の全部事項証明書 (発行されてから3か月以内のもの) の写し 【提出済みの場合は不要】 建物の全部事項証明書を提出できない場合は、誓約書 (様式第3号) 【提出済みの場合は不要】	
(6) 申請書等の提出を第三者に代理させる場合は、代理提出委任申出書 (様式第15号) 【提出済みの場合は不要】	

市税滞納有無調査承諾書

熊本市の老朽危険空家等除却促進事業補助金申請に伴い、熊本市市税（延滞金含む）の納付状況について下記の内容を調査されることを承諾します。

年 月 日

熊本市長 宛

申請者 住所

フリガナ
氏名

電話番号

納税課確認欄

- | | |
|-----|---|
| 申請者 | 1 滞納なし |
| | 2 滞納あり 市民税（特徴・普徴） ・ 固定資産税 ・ 法人市民税
軽自動車税 ・ 事業所税 ・ 特別土地保有税
その他（ ） |
| | 3 滞納あり （分割納付約束履行中）
（滞納解消予定時期 年 月 日） |

上記のとおり確認しました。

年 月 日

納 税 課 長

申請者

様

熊本市長

印

補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった熊本市老朽危険空家等除却促進事業の補助金について、下記のとおり審査しましたので、熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により通知します。

記

- 1 対象となる交付対象空家等の所在地
(住居表示) 熊本市 区
(地名地番) 熊本市 区
- 2 審査結果
・補助金交付 ・補助金不交付
- 3 交付決定した補助金の額
補助金額 円
- 4 交付の条件は、次のとおりとします。
 - (1) 交付申請書に記載した事項を変更するとき（額の変更を伴わない軽微なものを除く。）は、速やかに市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が完了したときは、20日以内又は当該年度3月の第3週の最終開庁日までのいずれか早い日までに、市長に対し所定の除却完了報告を行うこと。
 - (4) 補助金の額の確定のために現地調査、書類確認、質問等が必要な場合は、市の求めに応じこれに協力すること。
 - (5) 補助金の請求は、その額の確定の通知を受けた日から起算して30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日に所定の請求書により行うこと。
- 5 不交付の場合、その理由
- 6 補助の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合、その他市長が補助を不相当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は補助決定額を減じることがあります。この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還及び補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を請求します。
- 7 前項に規定する請求に応じた補助金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の補助金等があるときは、当該他の補助金等の交付を一時停止することがあります。
- 8 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがあります。
- 9 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがあります。

熊本市長 宛

申請者 住所

氏名

電話番号

補助事業着手届

年 月 日付け 発第 号で補助金交付決定通知のあった熊本市老朽危険空家等除却促進事業について、補助事業に着手しますので、熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 対象となる老朽危険空家等の所在地
(住居表示) 熊本市 区
(地名地番) 熊本市 区
- 2 補助事業の着手年月日
年 月 日
- 3 補助事業の完了予定日
年 月 日
- 4 契約の相手方 (解体事業者等)
- 5 添付書類 (書類を確認のうえ確認欄に☑を記入して下さい。必要がない場合は☐を記入して下さい。)

書類	確認欄
(1) 除却工事の請負契約書の写し (契約者が申請者であるもの)	
(2) 申請書等提出を第三者に代理させる場合は、代理提出委任申出書 (様式第15号) 【提出済みの場合は不要】	

熊本市長 宛

申請者 住所

氏名

電話番号

補助金交付変更申請書

年 月 日付け 発第 号で補助金交付決定通知のあった熊本市老朽危険空家等除却促進事業について、下記のとおり変更したいので熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により申請します。

記

- 1 対象となる老朽危険空家等の所在地
 - (住居表示) 熊本市 区
 - (地名地番) 熊本市 区

2 変更内容

3 変更理由

4 変更補助金交付申請額

・ 600,000円

・ _____円 × 8/10 × 2/3 = _____円
工事費 (税抜き)

※ 工事費の1㎡当たりの額が「当該年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」第9(2)の額を超える場合は以下記入。

・ _____円 × (_____㎡) × 8/10 × 2/3 = _____円
工事費の1㎡当たりの額 空家の延べ床面積

左記のうち最も低い額

_____円

(1,000円未満の端数は切り捨て)

5 添付書類 (第8条第1項及び第9条に掲げる書類のうち、当該変更に係る関係書類)

申請者

様

熊本市長

印

補助金交付変更承認（不承認）決定通知書

年 月 日付で申請のあった熊本市老朽危険空家等除却促進事業の変更について、下記のとおり審査しましたので、熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

- 1 対象となる交付対象空家等の所在地
(住居表示) 熊本市 区
(地名地番) 熊本市 区
- 2 審査結果
 - ・変更承認
 - ・変更不承認
- 3 変更承認後に交付決定した補助金の額
補助金額 円
- 4 承認の条件は、次のとおりとします。
- 5 不承認の場合、その理由

熊本市長 宛

申請者 住所

氏名

電話番号

除却完了報告書

年 月 日付け 発第 号で補助金交付決定通知のあった熊本市老朽危険空家等除却促進事業が完了したので、熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添え下記のとおり報告します。

記

- 1 対象となる交付対象空家等の所在地
(住居表示) 熊本市 区
(地名地番) 熊本市 区
- 2 補助事業の完了日
年 月 日
- 3 添付書類 (書類を確認のうえ確認欄に☑を記入して下さい。必要がない場合は☐を記入して下さい。)

書類	確認欄
(1) 除却工事費の請求書又は領収書等の支払いが確認できるものの写し	
(2) 除却工事完了後の写真 (跡地の状況が分かるもの)	
(3) 申請書等提出を第三者に代理させる場合は、代理提出委任申出書 (様式第15号) 【提出済みの場合は不要】	

申請者

様

熊本市長

印

補助金額確定通知書

年 月 日付けで除却完了報告のあった熊本市老朽危険空家等除却促進事業の補助金について、熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 対象となる交付対象空家等の所在地
(住居表示) 熊本市 区
(地名地番) 熊本市 区
- 2 確定した補助金の額
補助金額 円

熊本市長 宛

申請者 住所

氏名

電話番号

補助金請求書

年 月 日付け 発第 号で補助金額確定通知のあった熊本市老朽危険空家等除却促進事業の補助金について、熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第15条第1項の規定により、関係書類を添え下記のとおり請求します。

記

1 対象となる交付対象空家等の所在地

(住居表示) 熊本市 区
(地名地番) 熊本市 区

2 請求金額

¥					
---	--	--	--	--	--

3 振込口座 (申請者名義)

金融機関名			
		銀行 金庫 農協	本店 支店 出張所
預金種別	普通・当座・その他	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

4 添付書類 (書類を確認のうえ確認欄に☑を記入して下さい。必要がない場合は☐を記入して下さい。)

書類	確認欄
(1) 申請者名義の通帳の写し (金融機関名・店名・預金種別・口座番号・口座名義・名前 (カタカナ) が分かるもの)	
(2) 除却工事費の領収書等の支払いが確認できるものの写し 【提出済みの場合は不要】	
(3) 申請書等提出を第三者に代理させる場合は、代理提出委任申出書 (様式第15号) 【提出済みの場合は不要】	

申請者

様

熊本市長

印

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 発第 号で交付決定をした熊本市老朽危険空家等除却促進事業の補助金については、熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第16条第3項の規定により下記のとおり取り消したので通知します。

記

- 1 対象となる交付対象空家等の所在地
(住居表示) 熊本市 区
(地名地番) 熊本市 区
- 2 補助金の交付決定額
補助金額 円
- 3 補助金の交付決定取消額
補助金取消額 円
- 4 取消理由

熊本市長 宛

申請者 住所

氏名

電話番号

補助金交付申請取下げ書

年 月 日付け 発第 号で交付決定をした熊本市老朽危険空家等除却促進事業の補助金については、下記の通り補助事業を中止、又は廃止したいので、熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第17条第1項の規定により届け出ます。

記

1 対象となる交付対象空家等の所在地

(住居表示) 熊本市 区

(地名地番) 熊本市 区

2 中止、又は廃止の理由

熊本市長 宛

代理提出委任申出書

私は、_____を代理者(窓口に来る方)と定め、下記の申請書等の提出を委任しました。

- 1 熊本市老朽危険空家等除却促進事業に係る2に示す申請及び報告等のうち、全ての提出を代理者に委任される場合は、下記の欄に○をつけてください。

	熊本市老朽危険空家等除却促進事業に係る2に示す申請及び報告等の全ての提出を委任
--	---

- 2 熊本市老朽危険空家等除却促進事業に係る申請及び報告等のうち一部の提出を委任する場合は、下記の項目の中から該当する欄に○をつけてください。

	事前調査申請(第8条)		補助金交付申請(第9条)
	補助事業着手の届出(第11条)		補助金交付変更申請(第12条)
	除却完了報告(第13条)		補助金請求(第15条)
	補助金交付申請取下げ(第17条)		

対象となる空家等の所在地(住居表示) 熊本市 区
 (地名地番) 熊本市 区

申請者(委任する方)

住所

氏名

印

※ 申請書類はすべて申請者名を記入してください。

代理者(窓口に来る方)

住所

氏名

電話番号

申請者

様

熊本市長

印

補助金返還命令書

年 月 日付け 発第 号で取り消した熊本市老朽危険空家等除却促進事業の補助金については、熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第19条第2項の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 対象となる交付対象空家等の所在地
(住居表示) 熊本市 区
(地名地番) 熊本市 区
- 2 返還命令額 返還額 円
- 3 返還期限 年 月 日
- 4 返還理由